

W-2マンホールポンプインバータほか取替修理

仕様書

令和6年度

岡山市下水道河川局下水道施設部下水道保全課

第1章 一般事項

第1節 総則

1. 1. 1 (適用範囲)

本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下監督員という。）と協議のうえ受注者の責任において実施し、誠実に施工すること。

1. 1. 2 (疑義)

現場説明書、本仕様書、図面（以下「図面等」という。）に明示のない場合または疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

1. 1. 3 (法令・条令等の適用)

本業務施工に関係する法令、条令等はこれを遵守しなければならない。

1. 1. 4 (官公署その他への手続き)

必要な届出、手続等はあらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受注者がこれを代行すること。また、これらに要する費用等は特別に本市が指示、指定したもの以外はすべて受注者の負担とする。

1. 1. 5 (損傷部補修)

本業務施工に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに原状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受注者の負担とする。

1. 1. 6 (資格必要作業)

資格必要作業は、それぞれの資格を有する者が施工すること。また監督員が要求した場合は資格保有者である旨の証書の写等を提出すること。

1. 1. 7 (提出書類)

提出する書類の大きさは、すべてA4判にて編集すること。また提出する書類の種類は別紙のとおりとする。

第2節 現場管理

1. 2. 1 (施工管理)

現場責任者は修繕施工の場所に常駐し、工程及び現場管理等を適切に行うこと。また、工程等は事前に監督員と協議し決定すること。

1. 2. 2 (災害防止等)

本業務施工に当たっては、現場作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業法規に違反することのないよう特に、

留意して施工すること。また、修繕施工については、真空式下水道システムの運転管理等に支障を与えることのないよう監督員と事前に打ち合わせ等を行い施工すること。

1. 2. 3 (臨機の処置)

災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

1. 2. 4 (材料検査等)

本修繕に使用する機器及び材料は、新品とし、種別ごとに監督員の検査を受けた物を使用すること。ただし、軽易な機器及び材料については、監督員の承諾を受けて省略することができる。

また、受注者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

1. 2. 5 (養生その他)

既存部分、施工済み部分、未使用機器、材料等で汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生を行うこと。なお、修繕期間中は、現場の整理・整頓に勤め適正な作業環境を保持すること。

1. 2. 6 (あと片付け)

修理完成に際しては、当該修理に関連する部分のあと片付け及び清掃を行うこと。

1. 2. 7 (検査)

本業務施工は、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け承認を得た後に、次の工程に移行すること。

また、完了後、受注者は本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。

第2章 特記事項

第1節 概要

2. 1. 1 (修繕概要)

本修繕は、W-2マンホールポンプのインバータとMini-CAS IIが故障しているため取替修理をするものである。

2. 1. 2 (修繕場所)

岡山市北区柳町二丁目地内

2. 1. 3 (修繕範囲)

・インバータ	11 kW	2台
・Mini - CAS II		2個
・その他上記に伴い必要なもの		1式

2. 1. 4 (修繕内容)

(1)既設ポンプ仕様

水中プロペラポンプ（雨水）（ITTフリクト株）

型 式：PL3152-181LT-603

口 径：350mm

揚水量：13.29 m³/min

全揚程：2.5m

出 力：200V×10.5kW×60Hz

(2)インバータ取替

型 式：VF64（東洋電機製造（株）製）

出 力：11kW

(3) Mini - CAS II取替

型 式：Mini-CAS II（ITTフリクト（株）製）

用 途：過熱浸水検知変換用

(4) 作業内容

- ・インバータ2台及びMini-CAS II 2個の取替を行うこと
- ・取替後はマンホールポンプの運転も含めて試運転調整を行うこと

2. 1. 5 (修繕期間)

契約の日より令和7年3月31日まで

2. 1. 6 (契約不適合責任期間)

本修繕交換部品の不良による故障についての契約不適合責任を完了後1年とする。

2. 1. 7 (注意事項)

本修繕施工にあたり、下記事項を遵守すること。

- (1) 仕様書（図面を含む）等は、参考とし十分に現地調査を行い、監督員と協議し施工すること。
- (2) 本修繕施工中に機器に異常が発見された場合、軽微な異常は調整、修理を行い、重大な異常は、監督員に直に報告し、協議を行うこと。
- (3) 受注者は、業務施工にあたり、地元住民と協議を必要とする要望、交渉があつた場合は、遅滞なく監督員に報告すること。
- (4) 受注者は、作業にあたり、地元住民等に迷惑をかけないこと。
- (5) 受注者は、施工にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第3者に損害を与えた場合には、その復旧及び賠償の全責任を負うものである。
- (6) 受注者は、現場環境に対応して、施工者の安全確保のためのバリケード、標識の設置、及び交通整理員等による交通誘導を行うこと。また、道路法により道路使用許可等の必要な場所については、申請等の手続きを行うこと。
- (7) 受注者は、現場内を整理整頓し、現場管理には細心の注意をはらうこと。
- (8) 道路等、付近を汚染させた場合は、その都度清掃すること。

提出書類

- (1) 現場責任者及び主任技術者届 1 部

受注者は現場責任者及び主任技術者を定め書面により提出しなければならない。

ただし、本市が不適当と認めた場合は改めて選任すること。なお、現場責任者と主任技術者は兼ねることができる。

- (2) 修繕工程表 1 部

作業工程を変更する場合は、その都度あらかじめ監督員に提出し、その承認を受けなければならない。

- (3) 修繕着手届 1 部

- (4) 修繕写真帳 1 部

修繕に関する写真を工程ごとにカラー撮影の上写真帳へ項目別に整理をして監督員に提出すること。

- (5) 修繕報告書 1 部

様式は、事前に監督員と打合せを行い、各箇所ごとにその結果を記入して報告すること。なお、早急に修理を要する事項等があれば、合せて記入すること。

- (6) 修繕完了届 1 部

- (7) その他、本市監督員の指示するもの 必要数